平成２２年（フ）第３４２号
愛知県豊橋市前田南町１丁目21番地の７308
債務者　安形　匡史
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１９１号
愛知県豊橋市中野町字大原42番地　Ｂ―101
債務者　岡本　鉄男
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１１２号
北海道小樽市長橋５丁目１番22号　長橋コーポＡ13号室、前住所北海道小樽市幸３丁目14番19号
債務者　後藤　志信
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１１５号
北海道小樽市星野町４番32号
債務者　其田　岩夫
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１１９号
北海道小樽市若竹町11番７号
債務者　奥村　　忍
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１２１号
北海道小樽市花園３丁目18番９号　ロフティーハイム３―Ａ、前住所北海道小樽市松ケ枝１丁目18番３号　レオパレス小樽第１Ｂ
債務者　西野　貴幸
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１２３号
北海道小樽市新光１丁目24番231号　新光ハイツ、前住所北海道小樽市オタモイ１丁目14番34号　ＳＰハイム201号室
債務者　泉　　忍
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１２５号
北海道小樽市新光５丁目34番15号
債務者　増田佐緒里
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１２７号
北海道小樽市花園４丁目４番１号、前住所北海道小樽市長橋１丁目３番18号
債務者　越後　鈴子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第３９７号
宮城県宮城郡松島町竹谷字藤ノ巻77番地の１
債務者　遠藤美智子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５９７号
仙台市青葉区福沢町３番40―105号
債務者　土橋　希望
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６０２号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目16番地　市営住宅５Ａ28棟22
債務者　鈴木　正敏（旧姓瀬川）
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６７１号
仙台市泉区向陽台３丁目32番10号　若草荘12
債務者　林　　守
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６７２号
仙台市泉区向陽台３丁目32番10号　若草荘12
債務者　林　　富子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９５号
宮城県大崎市岩出山字下川原８番地13
債務者　熊谷　秀悦
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第２９１号
茨城県那珂市菅谷2799番地１
債務者　木村　辰也
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３０８号
茨城県常陸大宮市三美571番地
債務者　片岡　房子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３０９号
茨城県常陸大宮市三美571番地
債務者　片岡　利広
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
水戸地方裁判所